

用語解説

- 耐震診断
地震に対する安全性を評価すること。
- 耐震改修
地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改修、修繕、模様替えもしくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
- 特定建築物
耐震改修促進法第 14 条 1 号に規定する用途で、政令で定める規模以上のもの及び同法第 14 条 2 号に規定する、政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途。(別表 1)
- 要緊急安全確認大規模建築物
耐震改修促進法附則第 3 条に規定する、旧耐震基準で建築された建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める建築物。(別表 2)
- 要安全確認計画記載建築物
耐震改修促進法第 7 条に規定する、都道府県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画に記載された建築物。(別表 3)

【別表 1】 特定建築物の要件等

建築物の用途		規模等要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
公衆浴場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
危険物の貯留場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物

【別表 2】 要緊急安全確認大規模建築物の要件等

建築物の用途	規模等要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
展示場	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯留場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物に限る)

【別表3】 都道府県耐震改修促進計画に記載することができる建築物

病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物

公益上必要な建築物
診療所
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
火葬場
汚物処理場
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの